

同友会だより

vol. 7 2014. 3.10

在日韓国良心囚同友会からのご挨拶

日頃より在日韓国良心囚同友会に温かいご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また昨年7月の映画「南営洞」上映会以来のご挨拶となりますことを、どうぞお許してください。

映画「南営洞」の上映会には大阪で約300名、東京では700名の方々が参加されて、軍事独裁政権下の秘密警察の残忍さとスパイ事件のでっち上げがどのように行われたのかを、多くの方々に理解していただきました。私たちはこの場をお借りして「南営洞」上映会に賛同・参加して下さった方々に、もう一度深く感謝いたします。

同友会は昨年同様、今年も裁判のやり直しと名誉回復を求める闘いを推進していく所存です。

昨年は元死刑囚の康宗憲氏のソウル高裁での無罪判決勝利で年が明け、すばらしい1年となりましたが、今年も1月17日の李東石氏がソウル高裁で無罪判決、朴榮植氏も2月13日に最高裁での無罪が確定し、今年もすばらしいスタートを切りました。

私たちの再審を求める闘いでは、今まで20名の方々が無罪判決、あるいは無罪確定を宣告され、今後もこの流れは続くものと確信しています。

私たちの今の勝利は、決して私たちだけの力で勝ち取ってきたものではありません。私たちが獄中にいる間、釈放を求めて闘ってこられた方々、冬空の元でハンストを闘って下さった方々、かじかむ手と熱い思いで署名して下さった多くの方々、そして釈放後も同友会の活動に温かい声援を送って下さった方々、また再審裁判の傍聴席で激励して下さった方々の力が結集して勝利したものです。

私たち同友会は、今日まで在日政治犯問題に関わって下さったすべての方々に心より感謝し、

また同封されている感動的な記事を読んでいただいて、今後も変わらぬご声援と連帯を送ってくださるようお願いしながら、ご挨拶申し上げる次第です。ありがとうございました！

皆さま方、そしてご家族の方々のご健康を、心より祈願しております。

2014年3月9日

在日韓国良心囚同友会 李哲

目次

- 在日韓国良心囚同友会からのご挨拶（李哲）…… 1
- 再審高等法院で無罪判決を受けて（李東石）…… 2
- 終わりの始まり —李東石・姜鐘健さんの再審裁判に参加して—（山田隆嗣）…… 4
- 一人じゃないよ、日本人の友人たちがいるじゃないか（ハンギョレ新聞 2013.11.22）…… 6

再審高等法院で無罪判決を受けて

李東石

韓国外語大学 3 年生在学中の 1975 年 11 月 22 日、突然陸軍保安司令部に連行され、40 日間の過酷な取り調べの後、禁固 5 年の実刑を宣告された。2009 年、「真実和解のための過去史整理委員会」に「在日韓国人良心囚同友会」の一員として調査を申請し、李明博政権になって「真和委」の活動は休止状態になったが、その調査を元に 2011 年 2 月、私の「再審請求」を行った。2012 年 9 月、再審開始が決定し、2013 年 10 月 25 日、第 1 回再審公判が開かれた。

日本から 5 名が傍聴に参加し、韓国内の支援者、大学時代の友人達で満席の中、裁判官の「被告人」である私への人定尋問があり、「冒頭陳述」をした。詳細な事件についての陳述書は事前に提出してあるので、「冒頭陳述」では、民族差別の厳しい日本で在日韓国人として民族性を求めて「朝文研」を作り、ウリマルや歴史を学んだ事が「スパイ」罪に問われ、5 年の実刑判決を受けた不当性を訴えた。次回公判が 11 月 20 日に決まり、1 回目の公判が 10 分足らずで終わった。1 回目の公判で弁護士の私への審問も終え、「最終陳述」も終えて結審するのではないかと予想していたので、不満が残った。

私の公判の後には、韓国在住の羅スヨン、羅ジン姉弟の再審公判が続き、その後、私と同じ「11・22 事件」逮捕者で、5 年の実刑を受け刑期満了後も社会安全法によって拘束され続けた、在日韓国人政治犯である姜鐘健（カン ジョンゴン）氏の再審公判が続いた。その 2 件の公判も私と同じように人定尋問と「冒頭陳述」だけで終わった。

11 月 20 日、二回目の公判は、日本から私の家族と労連の盟員を含め 10 名が傍聴に参加し、韓国ハンギョレ新聞の記者、支持者達が見守る中で始まった。検事側から証人として保安司令部の「捜査官」が申請された。弁護士から、既に「真和委」の調査で「捜査官」の調査は終えているので、証人採択する必要性はないのではないかと異議が出されたが採択された。弁護士から次回公判に証人が出廷しない場合、裁判が長引いているので結審するようにとの要請があったが、裁判官は考えてみると答弁しただけで、私の発言は一言もないまま 5 分で終わった。

弁護士や関係者等の話によると、検事の個人的な考えと言うより、朴政権になって保守化が進み、今までの再審裁判で無罪判決が続く事に対して、検察庁の攻勢が強まっているためではないか、検事も一生懸命「仕事」をしているところを見せる必要があったのではないか、大勢には大きな影響はないだろうとの分析だった。

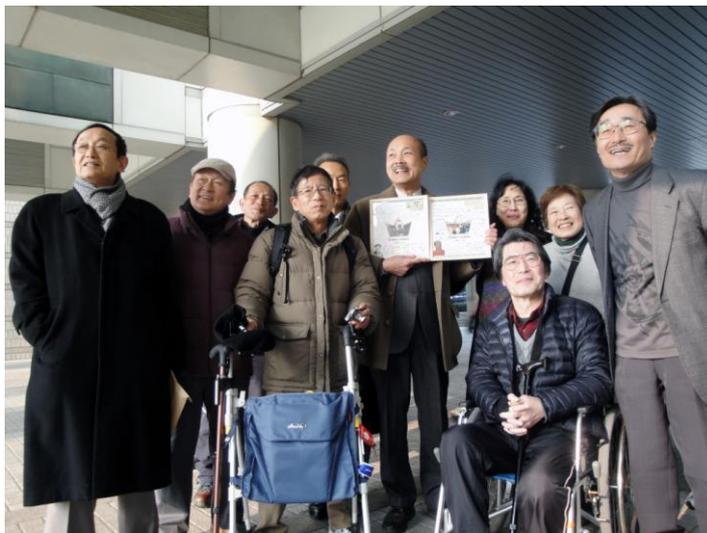
ハンギョレ新聞の金記者は、一回目、二回目の公判傍聴参加者への長時間にわたるインタビュー、そして傍聴取材をもとに、11 月 23 日、一面全面を使かって日本での救援運動を中心にした特集記事を載せてくれた。【参照：6 ページ】

12 月 18 日、日本から 9 名が傍聴する中、三回目の公判が始まった。裁判官が証人の人定尋問をし、宣誓をさせて、検事側の証人尋問が始まった。元保安司令部の捜査官だった金サンテの証言内容は、「当時保安司令部の捜査官ではあったが、李東石は担当していない、担当したのは他の在日韓国人留学生で梁南国（ヤン ナングク）だ。李東石は会ったこともない。担当したのは既に死亡した上司だ」と言う内容だった。弁護士の反対尋問で調査書の文字はタイプではなく肉筆だが、これは自筆なのかとの尋問に、「自筆ではない。サインも違う。印鑑を押した覚えがなく、上司が捜査

して調書を書いて、名前を出すのを嫌がった上司が自分の名前でサインし、印鑑は捜査室に常に置いてあって誰でも使える状態だったので、「勝手に押したものだ」と言い、また民間人の捜査権のない、保安司令部が情報部の捜査官の名前を使って調書を偽造したものであることも認めた。

検事側の証人としては何の証言もできず、証人尋問は終わった。続いて弁護士による私への「被告人」尋問があり、どのような拷問を受け、自白を強要されたかを陳述した。最終陳述で私は無罪判決を求め、弁護士も最終弁論で無罪を求めた。検事は普通求刑とか却下を要求するが、「法と原則に基づいて処理してくれることを求める」と言うに留まった。

姜鐘健氏の検事側証人が出廷せず、3月5日に延期になった。



年が変わって、1月17日、10時30分。日本から11名が傍聴に参加して法廷の外でその時を待っていた私と傍聴者は、突然「被告人李東石氏はいますか？」と言う腰に拳銃を付けた若い女性官吏の声で法廷に入った。腰に付けた拳銃が公判の度毎に気になった。「被告人」である「李東石」を威圧するための拳銃であるからであると思えてならなかった。

まだ10時30分には10分の時間があつたが、傍聴者が着席する前に判決公判は始まり、淡々と進められた。

「……オッコ、……オップソヨ、……オッコ、……オップスムニダ」。私が教えている韓国語講座の初級程度を越えた受講生には、それ以上何を言っているのか聞き取れなかったようだ。「それは、……られず、……られません、……られず、……られません」という否定の言葉であった。10分近く淡々と主審判事の判決理由が続いた後、「ムジェ」とい言葉が発せられ、傍聴席からの拍手と私の小さなガッツポーズで、「無罪判決」の喜びが溢れた。

判決内容は、令状もなく捜査権もない「保安司」で40日間拘束され、拷問を受けた事によって自白が強要され、陳述書が作られた事を認定した上で、「朝総連」の指示により母国留学をしたことは、「被告人」が否定していて、証拠もない。国家機密とされた事も日常的な生活で知り得ることで、また軍事機密とされた38度線見学も一般に公開されていて、国家機密と見ることはできない、等と証拠とは認められないとした。

裁判長の謝罪は無かったものの、判決内容としては、ほぼ完璧なものだと言えよう。

女性官吏の「静かに！」と言う声の後、羅スヨン(87歳)、羅ジン(82歳)姉弟の判決公判があつた。彼らは1980年代に連行され薬物注射や拷問を受け、「北」の工作人員に包摂されたと自白を強要されて、15年の実刑判決を受けた。家族は職場を解雇され苦しい生活を強いられた。無罪判決を受け法廷で泣き崩れる、羅スヨン氏の息子さんの姿を見ていて涙が溢れだした。

「これも何かの縁。一緒にお祝いの食事会をしましょう」と誘った私の言葉に、最初は遠慮されていた老姉弟は、息子さんの「そうしましょう」との勧めで、不自由な足にもかかわらず「法院」の坂道を一步一步ゆっくりと一緒に下って、私は四回目となる馴染みの食堂に向かった。

新聞記者のインタビューに、私は「無罪判決を受けた事で、私の生活が変わるわけではない。ただ韓国が民主化され、人権を重んじる国になろうとしている事が、「無罪判決」で実感できる。何よりもその為に「命」を無くした多くの方々、血を流された多くの方々、そして私が拘束されてから 38 年間、救援運動をして下さった日本の多くの方々、そして「真和委」の捜査官や弁護士の方々に心から感謝いたします」答えた。

この私の「無罪判決」が終わりではなく、始まりになるよう、まだ「再審」が始まっていない多くの在日韓国人政治犯のために、まだ「再審」のもつ意味さえ解らず、そのような機会がある事さえ知らない在日韓国人政治犯とその家族のために、確かな「運動」と位置づけて、闘って行かなければならないと実感しました。

終わりの始まり —李東石・姜鐘健さんの再審裁判に参加して—

32 年ぶりの傍聴席

昨年、10 月から今年の 1 月 17 日のソウル高等法院 302 号法廷で行われた、李東石・姜鐘健さんの再審裁判に参加してきました。私は、原告席ではなく、30 席位の傍聴席の一つを埋める傍聴者として。

1981 年 11 月に、瑞草区に移転する前の、徳寿宮近くにあった、ソウル高等法院の傍聴席に一度だけ座ったことがありました。大阪市生野区在住の孫裕炯（ソン ユヒョン）氏（当時 52 歳）の第 2 審公判で、孫さんの二男と一緒に法廷傍聴席で、審理を見つめていました。

のち孫裕炯さんは裁判で死刑が確定し、死刑執行を止めるために「新証拠」を探し出して再審請求をしたこともありました。そののちに無期懲役、懲役 20 年と減刑され、1998 年金大中大統領の就任特別赦免で釈放され、獄中生活 17 年を経て、家族のところに生還されました。

私事ですが、昨年 9 月末に、会社が破産申請して倒産して、36 年勤務した職場が無くなり、雇用保険の求職者給付金（認定日毎に、約 128,996 円）を受給することになりました。求職活動の合間に、再審裁判に参加できる身分になりました。

李東石さんは、1980 年 8 月に釈放され、翌 81 年 3 月に日本に戻ってこられました。

孫裕炯さんの逮捕が、4 月 25 日で、事件発表が 6 月。李東石さんは、帰日歓迎の集会などが一息ついた頃から、こんどは、孫さんの救援のために私たちと共に、家族を励ましながら奔走してくれました。今は、二人とも、当時の風貌からは、かなり違った様子になりましたが、その彼の再審裁判が、しかも姜鐘健さんの再審裁判と同日、同法廷で開始されるとの報に、私の心が動いたのです。

それと在日韓国良心囚同友会の会計から韓国への航空券の代金の半分を補助してくれるという「甘言」も、裁判参加を決める決定打になりました。

二度のハングル教室の挫折で、語学の力は、32 年前と少しも変わらないくせに、結局、毎月毎に開廷された裁判に参加してきました。法廷で交わされる会話の数々、理解できたのは、判決公判で裁判長が、発した「無罪」という韓国語だけでした。

傍聴席は、韓国国内の人々で、埋まって

10月25日の初公判、日本からは李東石さん、私を含めて6名が裁判に参加しました。

でも、法廷の傍聴席には、李東石さんが逮捕当時在籍していた韓国外国語大学演劇部の先輩・後輩をはじめ金榮珍（キム ヨンジン：元真実・和解のための過去事整理委員会調査官）さんが連絡して、遠くは全羅南道麗水市から参加してくれた元政治犯として囚われていた人々が沢山いらっしゃいました。

私達と同じく、傍聴席を埋めることによって、裁判所・裁判官に無言の圧力、裁判への関心の高さを表すためにです。11月・12月



そして1月17日の判決公判まで、沢山の人が、韓国内から日本から裁判に参加してきました。再審裁判の申請を準備している故李元二（イ ウォニ）氏夫人・故李東基（イ ドンギ）氏子息・金長浩（キム チャンホ）氏らと出会うことができました。

また、ハンギョレ新聞のキム・ミンギョン記者は、日本から渡韓した私たちへのインタビューからハンギョレ新聞2013年11月22日土曜版「ニュース分析なぜ？」に「一人じゃないよ、日本人の友人たちがいるじゃないか」と題する、記事を書いてくれて、一面のスペースで掲載されました。

【別紙：参照】

在ソウルの日本のマスコミへの働きかけが余りできなかったのは、力不足でできなかったことが心残りですが、判決公判には、共同通信・読売新聞・朝日新聞のソウル特派員が取材に来てくれました。京阪神は「阪神大震災のメモリアル」特集記事で、新聞紙面に李東石さんの無罪判決の記事は掲載されませんでした。地方紙には共同通信送りの記事として掲載されました。

李東石さんの再審裁判は無罪判決で、終わったけれど

1月21日、検事が上告して李東石さんの再審裁判は大法院係留中になりました。大法院は書面審理のみで、公判廷は開かれませんが、日本からの公判傍聴はもう必要がなくなりました。しかし、第3回公判まで一緒だった姜鐘健氏の再審裁判は、裁判長が異動で交代して、3月5日午後4時からソウル高等法院302号法廷で開廷されて審理が継続されます。

裁判の開始を待っている金泰洪・李哲さん、再審準備中の元在日韓国人政治犯の方々の再審裁判への参加もできる限り継続しつづける必要があると感じています。

2010年7月15日に在日韓国人政治犯としてはじめて李宗樹（イ ジョンス）さんに再審無罪が言い渡されてから、李東石さんで20人目の再審無罪判決です。まだまだ、過去に悔しい思いをした在日韓国人の犠牲者は無罪判決を受けた人よりも多いという現実、やっと始まったとばかりだという気持ちにさせられるのは、私だけでしょうか。

これからも、再審裁判への関心を寄せて下さることを切に願います。

私事、3月5日の姜鐘健氏の第4回公判傍聴に参加した後、私は李東石さんと共に求職者支援法に基づく職業訓練を受けることになりました。介護職員初任者養成研修科で訓練期間は3月17日から6月16日までとなります。ご報告まで。

2014年3月1日 孫裕炯氏を支援する会 山田隆嗣

一人じゃないよ、日本人の友人たちがいるじゃないか

(ハンギョレ新聞 2013.11.22 土曜版)



在日同胞 李東石(右側四番目)氏が 20 日午前 11 時ソウル高等法院で開かれた再審 2 回目公判を終えて日本から一緒に来た‘李東石氏を救援する会’会員たちと裁判所入口前に立った。1975 年から 1980 年まで李氏の釈放のために努力してきた会員たちは、再審無罪を待っている。李氏両側に立った人は共に再審を受ける姜鐘健(左側)氏と、李氏の次男ソンフン氏。(カン・ジェフン選任記者)

【ニュース分析 なぜ?】在日同胞ねつ造スパイと救援会

もちろん日本人でも全員がみんな植民地支配や在日同胞問題に関心を持ってはいないでしょう。反対に韓国人でも全員が‘スパイ’と言いながら在日韓国人にそっぽを向かなかったはずです。在日同胞スパイ事件に関心を持った日本人たちと韓国人の努力が集まって、遅れたけれども、この方たちの無罪が今、一つ二つ明らかになっています。

“2011 ジェノ 13 事件 (事件名) 李東石被告人”

チョン・ヒョンシク判事の呼名に李東石(61)氏が被告人席に立った。20 日午前 11 時ソウル高等法院 302 号で李氏の再審 2 回目公判が始まった。在日同胞 2 世である李氏は、1976 年‘在日本朝鮮人総連合会’(総連)所属の北朝鮮工作員の指示を受けて韓国に留学後、国家機密を収集して渡した疑惑(国家保安法違反・間諜)で懲役 5 年刑を宣告された。しかし当時、国軍保安司令部(保安司・現国軍機務司令部)捜査官の拷問と過酷な行為が明らかになり、2012 年 9 月 7 日に再審開始が決定された。

“証人として金〇〇さんを申し込まれましたね” “捜査に参加した人物に、被告人が主張する苛酷な行為があったのかどうかを確認しようと思います。” 判事の質問にコ・ビョンミン検事が答え

た。“真実・和解のための過去史整理委員会ですでに調査をしたので、また呼ぶ必要はないと思います”。イ・ソクテ弁護士(法務法人徳寿(トクス))の話にもかかわらず、金氏は証人として採択された。“それでは12月18日午後3時に開きます”。公判は5分もたたず終わった。

この日、傍聴席には自費で李氏の再審を見に来た日本人8人が座っていた。38年目、李氏のそばを守っている‘李東石氏を救援する会’の会員たちだ。韓国語を理解できないが、法廷で目を離すことができなかった。“検事が引きのぼすようで、とても悔しいです”。畑章夫(60)氏は、複雑で重苦しい表情を隠すことができなかった。判事が席をはずした後も、彼らはしばらく裁判所を離れることが出来なかった。

在日同胞スパイを捜査するという保安司の計画により、李東石氏は1975年‘学園浸透北朝鮮スパイ集団’事件で保安司に逮捕された中の1人だ。1975年11月22日中央情報部(中情・現国家情報院)が金東輝氏など日同胞留学生12人と国内大学生9人など21人を、12月には保安司が李東石氏など日同胞17人をスパイ疑惑で逮捕したと明らかにした。いわゆる‘11・22事件’で、最も大きい規模の‘在日同胞および日本関連スパイ事件’だった。

‘在日同胞および日本関連スパイ事件’は、ほとんど‘総連所属北朝鮮工作員と接触したり、指令を受けてスパイ活動をした’という内容だった。総連所属という北朝鮮工作員の実体や証拠物は、駐日大使館の領事証明書、身元確認書などが全部であった。スパイ行為に対する証拠も本人陳述が大部分で、当事者が裁判過程でこれを否認したり、拷問など苛酷な行為の事実を暴露しながら、ねつ造疑惑が引き続き提起されてきた。

保安司が出した『対共30年史』を見れば、‘1968年1・21事態以後、警戒が強化されて北朝鮮は…消極的な活動が避けられないと浸透手法の新しい方向転換を模索した’と書いている。このような判断の下、公安当局は1970年代から外国を通じて入ってくる迂回スパイに注目した。北朝鮮が海外同胞団体と認定した総連があって、日本共産党が合法政党で活動するほど思想の自由が保障されたし、最大規模の同胞社会があった日本が特に注目された。実際、‘国防過去事歴史真相究明委員会’で1970～1989年スパイ事件統計を分析してみると、全体966件中319件が‘日本迂回スパイ’事件だった。

植民地時期、朝鮮人は生計維持、強制動員などの理由で、日本に移住した。1945年111万人に大きく増えた在日同胞は解放の後、全員が帰国を選択することはなかった。日本で築いた安定した基盤、韓半島の政治的混乱などを理由で、60万人余りが日本に残った。日本と韓国政府は、これらの国籍などの処遇に関する問題を放置した。その間、在日同胞の生活問題を取りまとめたのは総連だった。分断された韓半島では総連と韓国政府が海外同胞団体と認定した‘在日本大韓民国民団’を厳格に区分したが、分断前から区分なしで生きた在日同胞社会では、家族と同時に友達、隣人で交わった。

日本で生まれて育ち民族差別の中で苦痛を受けた在日同胞の一部は、1965年韓日協定の後、学業・就職などのために韓国に帰ってきた。朴正熙政権も母国訪問団・母国留学生制などを通して、これを奨励した。日本で生まれた李東石氏も1971年、母国留学生制度を通じて韓国に来た。日本名を使っていた彼はアイデンティティに苦しみ、高等学校3学年の時、ハングル名を使うという‘実名宣言’を発表し、‘朝鮮文化研究会’というサークルも作って、ハングルを勉強した。彼は‘母国語を習うことが民族性を探ること’という考えで韓国に来て、1972年韓国外大に入学した。

李東石氏再審2回目公判が、ソウル高等法院で20日開かれた

裁判傍聴した 8 人の日本人は、1975 年から彼のそばを守った ‘李東石氏を救援する会’ の会員たち

植民地時代に日本に渡っていった在日同胞の 2 世が韓国に来たが、独裁政権はスパイ事件をねつ造し民主化運動の弾圧のために利用 釈放運動が日本で始まった

‘同じ民族’ といって、表面的には在日同胞を歓迎した韓国政府は、かれらを政治的目的に利用した。1970 年代から反独裁民主化運動が強まり、政府は在日同胞スパイ事件を頻発させて民主化運動を ‘北朝鮮の指示を受ける不純な意図を持つ反体制活動’ として摘発した。11・22 事件が起きた 1975 年、朴正熙政権による維新反対デモが大学街で広がっている時であった。国内民主化運動弾圧のために在日同胞は公安当局の管理対象になった。保安司が出した『対共活動史』を見れば、在日同胞のうち留学を装って韓国に来たスパイを捜査のための “捜査根源発掘” 計画を 1981 年重点事業とすることとした。重点調査対象者は ‘総連同胞がたくさん居住した地域に住んだ学生、国語力が優れていた学生、民族意識が強い学生’ 等だった。

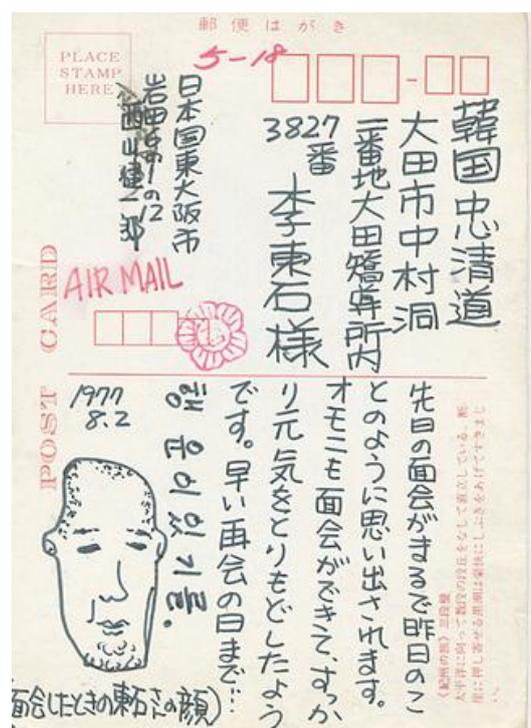
在日同胞は植民地・分断・独裁の 3 重の犠牲者であった。韓国人は彼らが誰なのか、なぜ来たのか知らないまま ‘反共’ という色眼鏡をかけて、これらを眺めた。歴史の被害者という事実も、苛酷な行為や事件のねつ造を通じて人権侵害を受けたという事実も、‘スパイ’ ‘赤’ という烙印の前では敬遠された。民主化運動勢力さえ共にスパイで縛られるため、これらを受け入れることができなかった。家族もない見慣れない母国で、彼らは捜査も裁判も収監生活も単独で持ちこたえなければならなかった。救援の手助けは、むしろ彼らを差別した日本社会から来た。

“日本で差別を感じて、韓国まで行ったのに…”

李東石氏の高等学校の先生だった池上真知子(70)氏は、1975 年末、彼の拘束の報を教え子から聞いた。李氏の家族・同級生・隣人たちを中心に ‘李東石氏を救援する会’ が組まれると、すぐに池上氏も参加した。“彼がスパイ行為をしたということを信じることができませんでした。日本にいる時、そのような行動をしたことを見たこともなくて、一度に 10 人を越える人が拘束されたのも驚きでした。意図的に韓国政府がねつ造したことでないかという疑問を感じましたよ”。家族と知人を中心に始まった救援会は、李氏が生きた東大阪地域に広まった。

労働運動をしていた山田隆嗣(61)氏、在日同胞の就職差別反対運動をしていた大音浩(67)氏、学生運動をして公務員であった井上和男(64)氏、教職員労働組合の専任だった高柳忠夫(63)氏など、李氏をまったく知らなかった人々も参加した。彼らは、李氏の家族を世話しながら、署名運動、断食闘争、李氏を支援するハガキ送り運動などの活動を行った。

スパイ疑惑で逮捕された在日同胞救援会は、1971 年 ‘徐勝・徐俊植兄弟’ 事件を始まりに次々と結成された。個別的に取り組みされた救援会は、在日同胞スパイ事件がひきつづき発表されると、1976 年 ‘在日韓国人「政治犯」を支援する会全国会議’、1977 年 ‘在日韓国人政治犯を



救援する家族・僑胞の会’等、日本民主勢力まで包括する集まりに拡大した。1977年には10万人署名運動を進めてきた‘李哲氏を救援する全国連絡会議’を始め、35の個別救援会が日本政府に監獄に受容された在日同胞の人権救済を促す行動も行った。これらの努力で、1975年に死刑宣告を受けた在日同胞スパイ事件関連者7人を釈放することができた。‘人民革命党再建委員会事件’で死刑の宣告を受けた8人が、刑が確定されて18時間後に死刑になった時期だった。

なぜ日本の人々は、‘他の国’で起きたスパイ事件に関心を持ったのか。その背景には日本の1960年代があった。アジア太平洋戦争が終わった後、生まれたいわゆる‘団塊の世代’は、高校生・大学生時代に日・米相互防衛条約改正反対闘争(安保闘争)とベトナム反戦運動に参加しながら、国際・社会問題に大きい関心を持つことになった。爆発的に拡大した日本の社会運動は1959年の在日同胞北朝鮮帰郷、1968年金嬉老事件(在日同胞金嬉老氏が日本ヤクザを殺した後、88時間の人質劇を行った事件)、在日同胞2世の就職差別などを目撃して在日同胞問題まで拡大した。1973年、東京のホテルで起きた‘金大中拉致事件’も、独裁政権と民主化運動という韓国の現実に対する関心を高めた。

“戦争はすでに終わったが、まだそれによって傷ついた人々が日本の制度圏外で苦痛を受けているという自覚が、1960年代日本社会で起きました。そうして植民地支配で傷ついた在日同胞が、韓国に戻ってスパイとし受難されるのを知るようになりました”。クォン・ヒョクテ聖公会大教授(日本語日学科)が話した。

山田氏が、この例であった。“治療を受けるために日本で密航した韓国人被爆者、小松川事件(在日同胞の日本人女子高生殺人事件)等を見ながら、在日同胞の苦痛が途方もないことを知るようになりました。ところが、自身を差別する日本社会に絶望を感じて韓国まで行ったが、かえって独裁政権に冷遇される姿を見ると、悩み苦しみました。友人がしてくれた李東石氏の話聞いて、救援会に参加することになりました”。こうして在日同胞スパイ事件は、‘人権’の問題で近づくことになった。

救援会は、李東石氏に大きい力になった。“裁判の時、日本人同窓が目くばせで‘頑張れ’と言ってくれました。確定判決の後、刑務所で面会に来たり、はがきを送ってくれたが、そうする度に‘ひとりではない’と思ったんです”。1980年8月15日特別赦免で5年間監獄にあって釈放された李氏が日本に戻った時、彼らは人生のつかい棒にもなってくれた。李氏は、彼らと共にスパイ事件で拘束された在日同胞事業家・孫裕炯氏(1981年)、在日同胞留学生・尹宗憲氏(1984年)等の救援会に参加して、‘生き返ってきた者’の役割をつくした。

再審無罪に対して「従北」だと非難する韓国

‘在日韓国人政治犯を救援する家族・僑胞の会’が1993年に解散するなど、1990年代初めから救援会は解散し始めた。スパイ事件関連者がほとんど釈放され、目的をある程度、達成したためだ。この運動をしながら日本の植民地支配で問題の根元を探った一部救援会員たちは、韓国・日本の歴史問題や、在日朝鮮人らと関連した地域共同体運動で救援会活動を発展させることもした。まだ残っている李氏救援会の会員たちは、軍隊慰安婦・民族教育など韓国・日本歴史問題や原子力発電所反対などの地域社会運動を継続していつている。

‘無罪’という救援運動の最終目標は、盧武鉉政権の過去史清算の後に達成されることができた。‘国防部過去史真相究明委員会’は、金整司氏など3人の在日同胞スパイ事件、‘真実・和解のための過去史整理委員会’は、康宗憲氏など10人の在日同胞スパイ事件を‘ねつ造’と結論を出した。この結果を基に2010年7月15日、李宗樹氏が初めて再審無罪を宣告された後、11月現在15人が再審で無罪判決の確定を受け、8人の再審が進行中だ。‘民主社会のための弁護士集い’所属弁

護士が集まった‘在日同胞再審弁護団’が、これらの裁判を支援している。

李氏救援会の会員たちは、38年間も共にした救援運動の‘最後’を見るために、去る10月初公判に続き2回目の韓国を訪れた。歩行補助器によって、やっと歩くことができる井上氏も、不便な体を抱えながら飛行機に乗った。“救援運動をしていた時は、再審は考えもできませんでした。その間、熱心に運動したということがあったので、大変だが、その結末を直接見たくてきましたよ”。池上氏は、韓国の過去史清算を高く評価した。“日本は植民地支配という過去にそっぽを向くが、韓国は過去と向き合っているでしょう。政府が過去史清算をするようにした人々の力が、日本より韓国の方が大きいようです。それも民主化運動の力でしょう”。

過去史委員会や再審を通した過去史清算は、彼らの話のように成果がある。しかし私たちの社会は、まだこの事件を人権の問題でなく、色合い論争の観点で接近している。在日同胞スパイ事件で死刑まで宣告された康宗憲氏は、去る1月、再審無罪判決を受けた。ところが、今年の総選挙で統合進歩党の比例代表であった彼がイ・ソクキ国会議員が除名される場合、議員職を継承すると発表されて、保守言論はねつ造と認められた彼のスパイ前歴を持ち出して従北であると猛非難した。

在日同胞の悔しい獄中生活と苛酷な行為が明らかになるまでに40年余りがかかったが、彼らに対する韓国社会の視線は40年前と大きくは変わらなかった。(キム・ミンギョン記者)



考

民主主義はいま

保安法と秘密法 独り歩きの余地

政府が恣意的に法を運用し、言論を統制する。在日韓国人の康宗憲・早稲田大客員教授(62)は、そんな社会を身をもって知る一人だ。1970年代、留学した韓国で民主化運動に関わり、国家保安法に違反したとして死刑判決を受け、13年間を獄中で過ごした。特定秘密保護法が成立した今の日本をどう見るか。康さんに語ってもらった。

■国家保安法の第1条は「反国家活動を規制することによって、国家の安全ならびに国民の生存および自由を確保する」とうたう。「反国家活動」の定義があいまいで、法は民主化運動にも適用されました。朴正熙政権下の74年には、独裁に反対する運動が「政府転覆を狙う反国家活動」として21人が逮捕、8人が死刑を執行されました。「自由を確保する」という法律の目的と、結果は全く違っていたんです。

■日本の秘密法も「国および国民の安全の確保」を目的に掲げていますが、秘密を知るうとしたジャーナリストや市民が処罰される可能性があまりありません。政府にとって都合な事実を隠し、政権批判の根拠を与えないことが可能になります。

■朴正熙大統領は、共産主義者を罰する反共法や戒厳令で権限を強めていった今の日本が、秘密法だけで当時の韓国のような暗黒時代になるわけではありません。集団的自衛権の行使容認と改憲の動きを合わせて考える必要がある。



逮捕4カ月前の康宗憲さん。後ろに軍人らしいゲートル姿の男性も写っている。1975年7月、ソウル大、康さん提供

カン・ジョンホン 1951年、奈良県生まれ。在日韓国人2世。ソウル大医学部在学中の76年、国家保安法違反容疑で逮捕され、2年後に死刑判決が確定した。88年に釈放さ

れた後、55歳の時に大阪大大学院博士課程(国際公共政策学)を修了。昨年1月、ソウル高裁での再審で無罪判決を受けた。京都市在住。

韓国の言論統制と民主化の歴史

- 1948年11月 国家保安法制定
- 72年10月 軍事政権の朴正熙大統領が政党・政治活動を禁じる戒厳令。その後、大統領権限を強める新憲法を公布
- 79年10月 朴大統領が側近に射殺される
- 80年5月 光州事件。民主化を求める市民を軍が武力制圧し、200人以上が死亡
- 87年12月 盧泰愚氏が大統領に当選

学團浸透スパイ団事件

国家保安法による代表的な言論弾圧事件の一つ。70〜80年代に民主化や南北統一運動に関わった学生らが北朝鮮のスパイだとして多数逮捕された。留学などで韓国にいた在日韓国人の逮捕者は計約20人にのぼる。うち少なくとも9人の死刑が確定したが、民主化で減刑、釈放が進んだ。

あおった他国の脅威

■逮捕の2カ月後、事件の主犯として起訴。77年3月、死刑が確定した。民主化宣言を掲げた盧泰愚氏が大統領に当選した1年後の

88年12月、釈放されたあこのころの韓国と今の日本は、他国の脅威をおおることで政権が目指す政策を進めようとしている点に共通点があると思います。韓国の独裁政権はスパイ事件でつち上げ、北朝鮮への恐怖感を高めて支持を集めようとしてきました。安倍晋三政権も中国や北朝鮮の動きを根拠に、集団的自衛権の行使容認や改憲の必要性を訴えています。

国民の恐怖感が強まれば、秘密法のように権利を制約する法律も通りやすい。反対勢力を「売国奴」とたたくこともできる。危うさを感じます。

■秘密法の年内施行に向け、秘密指定の基準などを話し合う情報保全諮問会議が17日、議論を始めた。法案成立後に誰も声を上げなければ、政府は「批判は一時的なものだった」と考える。国民が監視し続け、おかしな点を指摘していくべきでしょう。仲間と声を上げることが変える力につながっていきます。韓国の民主化もそこから始まったんです。

韓国では独裁時代の名残が消えていない。2012年末の大統領選では、政府の情報機関が野党候補を組織的にネット上で中傷したことが明るみに出た。昨年9月には革新系の野党議員が体制の転覆を企てたとして、内乱陰謀などの罪で逮捕、起訴されている。

拡大解釈の余地を残した法律は独り歩きする。韓国の民主化への歩みは、それを教えてくれる。いま、対立が目立つ日韓両国だが、民主主義という市民にとって共通の課題は積極的に学び合いたい。(佐藤達弥)

日韓で学び合いを

取材記者の視点
韓国では独裁時代の名残が消えていない。2012年末の大統領選では、政府の情報機関が野党候補を組織的にネット上で中傷したことが明るみに出た。昨年9月には革新系の野党議員が体制の転覆を企てたとして、内乱陰謀などの罪で逮捕、起訴されている。拡大解釈の余地を残した法律は独り歩きする。韓国の民主化への歩みは、それを教えてくれる。いま、対立が目立つ日韓両国だが、民主主義という市民にとって共通の課題は積極的に学び合いたい。(佐藤達弥)

再審無罪 喜びをともに

韓国の高裁
拷問を非難

李東石さんと支援者ら

大阪市で祝う会

軍事政権下の韓国で公安当局に拘束され、国家保安法違反罪などで約4年7カ月間、服役した大阪市の韓国語講師、李東石さん(61)の再審無罪を祝う会が同市内で今月9日にあった。無実を主張してきた元政治犯らの「在日韓国良心囚同友会」や支援者が集まり、喜びを分け合った。

東大阪市生まれの李さんは1975年11月、ソウルの大学に留学中、韓国の公安当局に令状なしに連行された。「機密を入手して在日朝鮮人総連合会の工作員に伝えた」として、懲役5年の有罪



判決が確定。特赦で釈放され帰国。民主化の進展で、ようやく昨年10月にソウル高裁で再審が始まった。

高裁は先月17日、「機密とされたのは新聞などで公開されているような情報ばかり。拷問

による捜査が行われ、自白証拠も認められな」として無罪判決を出した。検察側は上告した。李さんは「無罪で生活が変わるわけではないが、韓国の民主化は実感できた」と話した。

【高村洋一】

無罪判決を祝う会で祝福された李東石さん
—大阪市内の韓国料理店「セント」で

毎 日 新 聞

2014年(平成26年)2月18日(火)